

平成21年度 第1回 広島市環境影響評価審査会議事録

議題：(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響実施計画書について

1 日時：平成21年4月10日(金) 10:00～11:30

2 場所：広島市役所 本庁舎 14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員(五十音順、敬称略)

天野實(会長)、安藤忠男、大森豊裕、於保幸正、関太郎、中川紀壽、中島正博、
水田国康、宮田賢二、矢野泉、吉國洋(副会長) 以上11名出席

(2) 事業者

広島電鉄株式会社 太尾田リーダー 他4名

(3) 事務局

渋谷エネルギー・温暖化対策担当局長、城エネルギー・温暖化対策部長、毛利環境保全課長、
山本課長補佐 他2名

(4) 傍聴者

12名

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 前回の審査会での意見をもとに取りまとめた答申案について審議しました。

5 審議結果概要

(1) 答申案の内容について、各委員から意見が出されました。

(2) 会議で出された意見等を踏まえて答申案を修正することになりました。

(3) 最終的な答申文は、会長に一任することになりました。

6 会議資料

資料1 (仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書への意見とその取り扱いについて

資料2 (仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書に対する意見の概要及び事業者見解

資料3 (仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書について(答申案)

資料4 広島市環境影響評価条例に基づいて審査した事業一覧

[審議結果]

山本課長補佐 それでは、ただいまから平成21年度第1回環境影響評価審査会を開会いたします。本日は、本年3月2日にご審議をいただいた(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書について、引き続きご審議いただくこととしております。本日の審議時間は約2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議資料を確認させていただきます。資料1から3は、あらかじめ送付させていただいておりますが、本日、資料4を追加させていただきます。資料1「(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書への意見とその取り扱いについて」、資料2「(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書に対する意見の概要及び事業者見解」、資料3「(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価実施計画書について(答申案)」、資料4「広島市環境影響評価条例に基づいて審査した事業一覧」、以上が本日の資料でございます。不足等がございましたら、事務局へ申し付け下さい。

なお、本日の審査会開催に際し、欠席の委員の方からは、特に追加のご意見等は頂いておりませんので、その旨紹介させていただきます。

また、この事業の今後のスケジュールでございますが、市民意見に対する事業者見解が3月26日に市長あて提出されましたので、本審査会でのご審議をいただいたのち、条例で定めております60日後の5月22日までに市長意見を述べることとなります。お忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

次に、この4月の人事異動により、環境局の職員に異動がありましたので、紹介させていただきます。環境局の渋谷エネルギー・温暖化対策担当局長でございます。環境局次長でエネルギー・温暖化対策部の部長を兼務しております城次長でございます。環境保全課の毛利課長でございます。それでは、開会にあたり渋谷局長からご挨拶申し上げます。

渋谷エネルギー・温暖化対策担当局長 皆様、おはようございます。本日は年度当初の大変お忙しいなか、この環境影響評価審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は先月の2月に現地を見ていただきました(仮称)石内東地区開発事業につきまして、引き続きご審議いただくことになっております。この事業につきまして十分環境に配慮した開発になりますよう、どうぞ委員の皆様には忌憚のない十分なご議論いただければと考えております。

また、本席をお借りしまして、委員の皆様方には、これまでの本審査会へのご協力に対しまして、一言お礼のごあいさつをさせていただければと思います。本審査会の16名の委員の皆様のうち会長、副会長を初め13名の方々におかれましては、この5月9日をもって、丸10年間の長きにわたりまして、本審査会の委員をお勤めいただきました。本市の審査会設置の規定によりまして、13名の委員の皆様方には、5月以降、新しい委員の方にバトンタッチということになりますけれども、平成11年の本市の環境影響評価条例制定以来、審査会の委員にご就任いただき、本市の環境行政に大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。これまでに本審査会でご審議いただいた7つの事業につきましては、手続き中の事業もございますけれども、本審査会で御審議いただきましたお陰を持ちまして、いずれも環境に配慮した事業になっております。

どうぞ皆様におかれましては、引き続き、いろいろな場、さまざまな機会、今後とも本市の環境保全行政にご意見、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、本日のご議論、ご審議のほどよろしくお願いいたします。あいさつに代えさせていただきます。あ

りがとうございました。

山本課長補佐 渋谷局長には、業務の関係で、ここで中座させていただきます。

(局長：退席)

山本課長補佐 それでは、本日の議題に入ります。これからの議事進行は天野会長にお願いしたいと思しますので、よろしくお願いします。

天野会長 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、ありがとうございます。今、渋谷局長からお話がありましたように、あつという間の10年でした。私が、会長を引き受ける時に審査会の資料は、必ず1週間ぐらい前には委員に配ってほしい。その時に配って、一生懸命、その場で見ているという委員会をテレビで見るが、それは良くない。1週間前に資料を渡してくれないのなら、私は会長をやらないと言いました。これは、他の委員会に出ておられる方から聞くと、事務局としては大変な事なのです。この10年、よく頑張ってくれて、事務局の人にありがとうございましたと一言お礼を申し上げます。

さて、私たちはこれで最後ですが、4月で委員を交代するように、なんとかならないかと言ったが役所はだめだと言われました。なんとかして4月から新しい委員に交代できるようにしたほうがいいと思しますので、ご検討ください。それでは、今日の審査会を始めたいと思いますが、事務局より説明をお願いします。

毛利課長 委員の皆様には、3月18日の恵下埋立地の審査会に引き続きまして、お忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、ご審議いただきます仮称でございますが、石内東地区開発事業につきましては、前回3月2日に現地視察を行っていただきまして、その後、開催いたしました審査会でご審議いただいております。防災面に関することでありますとか、貴重な生物の保護、景観などに対しまして、多くの貴重なご意見をいただきました。その際、会長のほうから次回の審査会までに、答申案を作成するようにとご指示をいただきましたので、前回の審査会あるいはその後、各委員の皆様にはいただきましたご意見でありますとか、事業者に寄せられました市民意見に対する事業者見解等を基に、事務局のほうで答申案を作成させていただきましたので、そちらにつきましてご説明させていただきます。

【以降、資料1、2、3について説明】

私のほうの説明はこれで終わらせていただきますけれども、事業者のほうから前回の審査会の説明内容で一部、修正させていただきたいという申し出がございましたので、そちらも一緒に説明させていただければと思しますので、事業者の方、よろしくお願いします。

事業者 3月2日の時に関先生からのご質問の中で、活断層、己斐断層がこの地区に通っていないでしょうかというご質問がございました。私の手元に己斐断層と五日市断層の資料があったのですが、資料の見方を間違えておりました、五日市断層が近くにあるように思えたもので、この地区が

ら、五日市断層が西に500m離れているところに通っていると、言いましたけれども実際は5kmの間違いでございました。もうひとつ、五日市断層が広域公園地区の直下に通っているのですが、資料に基づいてお話をさせていただきますと、広域公園から西に2.5km離れているということで、その2点を訂正させていただきたいと思います。それから己斐断層のことについては、前回お話しさせていただいたとおりでございます。一部訂正させていただき、お詫びさせていただきますと思っています。

天野会長 どうもありがとうございました。私のような地図に不慣れな人間だと、どれくらい差があるのか実感できない。実際に現地を見に行きましても、木がずっと生えていますのでできた時に、どのくらい差ができるのかが、わからなかったのが実情です。この前、現地を見てもらって実際に専門家の方から、いろいろな意見が出てきて、それに基づいて事務局が答申案として作っていただきました。ありがとうございました。今の説明及びどんなことでも結構です。ご意見、ご質問よろしくをお願いします。

宮田委員 これは私の意見というより、ほかの委員の方に教えていただきたいのですが、まったく素人の見方なのですが、今回の事業は、山を削ると同時にその土砂を外に出さずに谷間を埋めるという2つの工事を同時に行うことになり、地盤とか水とかそのようなものに対する負荷としては、切るという行為と埋めるという行為を同時に行っているので、2つの負荷が同時並行的に掛かることについて、そのような観点からいろいろな意見を言われているのだと思いますが、そのことについて何かコメントがあれば教えていただきたいと思うのですが。ちょっと今までの事例と違うのではないかという気がしたものですから。

吉國副会長 広島では、宅造は全部その型で行ってしまして、本当は削った量が多くて、埋める量が少ないというのが、災害には一番いい形をしているのですが、埋めるところがないということで、場内でバランスを取るというのが、一般的です。ケースバイケースで非常に難しいのですが、今まで多く行われてなかでは、問題がなかったと言っては語弊があるのですが、まずまずの形で経過しているのではないかと考えています。切るのがいいのか、埋めるのがいいのかというのは非常に難しいのですが、切ったほうはともかく、埋めたものは自然な斜面に埋めると、かなりのメンテナンスをしなければ、くっついていない。留まらないのです。盛土が多いところは、後々さまざまなメンテナンスにお金が掛かります。それを誰が負担するのかということが、一番の問題です。今回の事業では、民有管理の斜面とか、公有管理の斜面とかがメンテナンスの負担を分けるあたりではないかと思っているのですが。自然環境については、一言では言えないです。地下水の状況等は相当、変わると思います。

中島委員 温暖化対策について答申案に2か所出ておりますが、カーボンマイナス70の施策を考えて、答申案にも数値目標がいると思うのですね。そうしないとカーボンマイナス70との整合を図るということには厳密にはならないと思うので、カーボンマイナス70を実現する開発というものを行うべきだと思うのです。二酸化炭素の排出量が増えると予想されるわけですが、増えるものもあるでしょうが、減らす対策をとって全体としては70%減らすという数値目標を答申案に入れるべきだと思います。

毛利課長 私はカーボンマイナス70の直接の担当ではございませんけれども、中島先生がおっしゃったのは、この事業に対してもマイナス70を目指すべきだとおっしゃったろうと思いますが、広島市が進めておりますのは、市域全体を考えた場合にいろいろな施策を講じていき、また、技術革新等により2050年には、マイナス70を達成できるだろうということであり、ひとつひとつの事業で70を目指していくというのは、少し意味合いが違います。このひとつの事業に70%削減することを求めるのはなかなか難しいと思いますが、環境影響評価でございますので、可能な限り低減するということを目指し、準備書なりに記載していただくように最大限努力していただくという意味では、よいと思います。事業者を擁護しているわけではなく、広島市のカーボンマイナス70の意味合いとは、ちょっと違うのかなという感じを持ちましたので、説明させていただきました。

中島委員 では、誰が減らすのですか。ここで増やしていいのですか。広島市脱温暖化実現計画には、「すべての主体が行動する」と明記されています。増えることが予想されるとなっておりますけれども、少なくともゼロにはしなければいけない。数値的なことを書かないと、交通計画とかありますが、それがあっても増えるわけで、少なくともゼロにするという数値目標を答申案に入れていただきたいと思います。

安藤委員 中島先生の今のご意見については良く分かるのですが、毛利課長が言われるように個々の事業にマイナス70%という目標が必ずしも課されているわけではないので、この地域に数値目標を掲げさせるというのは、難しいかなと思います。しかし、答申案の3の環境配慮事項の(2)に書かれていますように、この地域のCO₂吸収源としての森林を伐採し、CO₂排出源を新たに設置する形になりますので、地域全体にも影響があります。この地域が、どの程度のCO₂の排出源になるのかという定量的な評価は、少なくともこの事業としては行うべきだと思います。答申案の修正ということなのですが、(2)の「この事業は、」で始まって一番最後の6行目には「準備書には分かりやすくその対応策を記載すること。」と書いてありますので、準備書にはできるだけ定量的に分かりやすくその対応策を記載すること、というふうな形で文言を追加していただくと、事業者の方は、この事業によって正味CO₂の排出量がどうなるのかということ意識して計画を立てざるを得ませんし、結果としてCO₂の排出削減に繋がるような行為が出てくると期待をします。この地域の森林を見てみますと、いわゆるIPCCが指定しているような管理された森林ではありません。したがって、実質的にCO₂の吸収が行われていても、この地域としてCO₂の吸収能を評価できる状態にはありません。しかし、この中の森林が一部、緑地をして残され、活用され、管理されるということになれば、CO₂の吸収源として役に立ちます。それから、もっと大きいのは新エネルギーの利用でして、南側に向いた斜面で、日当たりの非常にいい斜面ですので、太陽光エネルギーを有効に活用する店舗、駐車場いずれも太陽光利用には適している構造のものです。そして、住宅地についても、最近は高層マンションも含めて新エネルギーの導入、排出削減について可能な技術ができていますので、こういうこと正味、入れると場合によっては、新エネルギー源をうまく利用すれば現在、既存のこの地域よりは、CO₂を吸収できる。要するにマイナスが可能だと思うのですね。これは事業者の才覚の問題というか、そのような事を意識して事業を進めれば十分、ここがCO₂吸収源として役立つということが可能ですので、ぜひ、中島委員の言われた意味合

いがそうだと思うのですが、CO₂削減にも効果がある事業として努力していただく必要があるのではないだろうかというふうに考えております。

中川委員 先ほどからのご意見を踏まえてですが、先ほどの答弁の中で、技術の革新に触れられましたですね。それを利用することによって環境負荷が下がると思うのですが、それに対して国として技術革新の策定、企画を促進するようものが出てくるとは思います。何らかの形で市としても、環境負荷を低減させるための費用と言いますか、いろいろな研究機関に対して、そういうことを募ると言いますか、そのような事をしていただいてもいいのではないかという気がいたしました。一方的に受けるというのみではなくてですね。という希望でございます。

関委員 今の安藤委員、中川委員のご意見につきまして補足的な意見でございます。私は廿日市市の環境問題の委員をしております、廿日市市ではNEDOという中川先生がおっしゃったような国からの資金を得る団体から、お金をもらっているみたいです。安芸郡府中町の庁舎と北広島町に見学に行きました。専門ではないのですが、自然の風を取り入れるとか、太陽光エネルギーですとかいろいろな工夫をして、非常にCO₂の削減とエネルギーの効率的な利用を行っておりました。ですから、広島電鉄さんですので、専門の方がたくさんいらっしゃると思いますので、大規模な建築には最新の技術を取り入れ、NEDO等から資金援助を得ることは可能ではないかと思っております。

宮田委員 意見と言いますか、感想と言いますか、希望というような曖昧な意見なのですが、今回の事業は、この場では詳しく紹介はされませんでした。ひろしま西風新都推進プランという答申みたいなものを受けて、起こされたということが書かれています。西風新都全体の現状というものに対する見直しを背景として、今回の事業が動いてきたようなのですが、ところが推進プランなるものを見せていただくと、開発の視点が非常に強くて、西風新都そのものが造られた時には、自然環境に配慮がかなり謳われたように思うのですが、そういうものに対する配慮が影を潜めて、全体としての開発が遅れているのを推進しようとするニュアンスが強く感じられました。本当は、推進プランを作った委員会等に対する要望ということになるかもしれませんが、西風新都の開発が始められて、ずんぶん時間が経っており、事業的な側面だけではなく、当初の自然環境との調和のとれた開発をするという面について、見直しというか全体としてのこれまでの評価というものがないかと、それが今回の事業に反映されるということがあってもよかったのではないかと。事業者に全体的な事を要望するのは無理かもしれませんが、どのような機関でそのような検討を行うのがいいのかよくわかりませんが、ぜひ、西風新都全体における自然環境との触れ合いであるとかをどうするのか、これまでのあり方の見直しを行っていくことが必要ではないかと、希望というかお願いというか、そういう意見です。

水田委員 私もまったく同じ意見です。かねがね言っていますが、例えばギフチョウが出てきてもですね、この審査会では、当該地の当該項目の一つとしてしか検討できないわけです。前も言ったことがあります。全体の委員会というものは知りませんが、ちゃんと検討がおこなわれているかどうか、例えばここは保全地域で手を付けないとか、ギフチョウのために改善するとかというプランはよその府県では検討されています。だから、この審査会から、広島市にその委員会があるのなら、このような事を提言するようにしてほしい。この審査会で終始する限りは、今までの経験から、

本当にむなしいと思いました。宮田先生とまったく同じ意見です。

安藤委員 私自身は、水田先生とはちょっと違う感想を持っておりまして、この環境影響評価審査会は事業について、それぞれの専門的な立場から審査し評価を下します。そういう任務であろうと思います。確かに広島市全体の環境に影響を及ぼしうる大きな事業について、審査をしてきましたからそれぞれの視点について宮田先生や水田先生のご指摘のような形で、全体的な視点に立つということも非常に重要だとは思いますが、しかし、個々の事業としては、なかなかできにくい側面があると思います。しかし、まったくできない訳ではなくて、例えばこの審査会で審査してきた事業のうち、広島駅南口Bブロックの大規模建築物について、温暖化対策というか都市開発の在り方を含めて新たな視点を事業者に提示できたと思います。個々の事業についても、それぞれ専門的な委員の意見を取り入れた事業計画に修正されて出てきているように思います。この審査会は、そのような意味で前向きな評価をしうる仕事をしてきたのではないかというふうに思っております。

今回の石内地区について言えば、例えばギフチョウについて、この開発により生息地が失われますが、私は専門家ではありませんが、ギフチョウそのものは、いわゆる里山生物的な人間との関わり合いが深い生物というふうに聞いておりまして、開発の仕方によっては、ギフチョウの生息域を広げるといって松田先生らのご研究等も明らかになってきておりますので、この地域のギフチョウについて、上手く生息環境を整えてやって近傍のギフチョウの繁殖を促すという事業が十分可能だと思うのです。むしろ、この事業をきっかけに前向きな視点で、それを補う、代替する、ミチゲイトするというような視点をぜひ事業者に持っていただきたいと思っています。それと、先ほどのCO₂の問題について言えば、これは新しい技術、考え方を導入すれば、むしろこの地域をCO₂の吸収源として機能させることも可能なので、そのような努力が必要ですし、交通計画についてもまったく同じだと思うのです。事業は、非常に広範なものですから、それぞれの視点でこの石内の事業が、新しい視点で行われ、新しい時代の方向を先取りしたものになっていくとすれば、西風新都の計画の全般を方向づける計画になってくる。むしろ、方向性を持った事業として展開していくということが重要で、審査会の委員の一人としては、新しい新機軸を出していただきたいと思っています。それは、ギフチョウの保存という点でも、地球温暖化対策という点でも、新しい都市計画という形でも、商業地域の開発、あるいは交通計画についてもきっとここがひとつのモデルを提示できるとありうると思いますし、広電さんにはその能力は十分あると思います。むしろ、そのような形でこの地域が開発されれば、いろいろな面でメリットが非常に大きいのではないかという期待を込めた意見を述べさせていただきます。

於保委員 感想というか、半分は独り言なのですが、安藤先生とは、ちょっと意見が違うのですが、これまで環境影響評価審査会を10年間やって、その前から関わってきましたが、水田先生や関先生は、これまで何回も何回も西風新都のアセスメントに関わっていて、ある限られた区域だけのことだけなのです。全体的な事に波及できないということがありました。それは、県の事業であったり、市の事業であったりということもありますし、自然をどう守っていくのかという観点では、なかなか環境影響評価審査会としては、意見が言えなかったことがあったと思います。その結果として、代替といいながら根付かないということがあったと、私は思っています。環境影響評価審査会で、水田先生と関先生の何回も言ってきたことが広島市に何も伝わっていないという非常に残念だと思います。その結果として、平成20年、西風新都づくり推進プランが出てきて、そのプラン

に沿った内容なので答申案に入れませんかというふうになっている。これは、ちょっと広島市としてどのようなことを考えているのか、私は疑問に思います。まして、カーボンマイナス70について考えると、個々の事業について評価すればよいが、デルタ地帯でその周りには山しかなくて、それをどうやって開発するというのはやむを得ないのですが、開発する時にもう少し基本的な視点に立っていないのではないかと、これはまったくの独り言であります。ぜひ全体的な計画を考えていただきたい。日本全体がそうなのですが、開発は経済活動を活発にするということで、自然が崩されているということは、怒りといえますかあまりいいことではないだろうと思っています。

矢野委員 今の流れについて感想なのですが、開発側からすればプロジェクトの境界があるかと思うのですが、人の生活とか自然環境にはそのような境界はないと思います。そうすると、大きなプランとして西風新都があり、その中のひとつひとつの事業があり、いくつも境界がありその境界を越えられないというのが環境影響評価のもどかしさを感じた10年だと思います。ただ、事業やプロジェクトを評価していくということは、評価の段階で必要かと思いますが、その際に人の生活に境界がないことや自然環境にも境界がないことを、常に念頭に置いた形にしていきたいということです。今回の資料にありました於保先生も言われましたが指定されているので答申案に入れないというのは、中島先生の意見に対する部分ですけど、これは私も同じように残念に思いました。開発はやはりビジネスを生み出しますので、開発自体が社会面、経済面で大切なのは分かるのですが、私は人の生活とか経済とかが専門なのですが、推進プランの中に中島先生がご指摘されているように、既存の経済、生活、環境についてどのように位置付けられるのか、開発計画の中で弱いと言いますか、あまり見えてこないような気がします。西風新都の都市づくりの概要図などを見てもですね、既存の団地については、位置付けがなされていないというか。今回の答申とは全然違うのですが、既存の団地が全体的な西風新都の中でどういうふうに位置付けられるのか考えていただきたいと感じました。

それとは別に意見として、答申案の全体事項の(4)で住民に対して十分な説明というもので、これに含まれるかと思いますが、前回、会議に出席していなかったもので、美鈴が丘、山田団地の位置付けの議論はありましたでしょうか。影響といえますか。

毛利課長 私も議事録でしか確認しておりませんが、美鈴が丘とか山田団地とか具体的な表現はでていなかったと思います。

矢野委員 同じ西風新都に隣接しているということで、五月が丘の件についてはいくつかの意見で触れられていると思うのですが、石内東住宅地区に商業施設が出来ますと、山田団地、美鈴が丘からの人の動きというものがかなりあるのではないかと思います。広島湯来線は、かつて、私も通勤路として利用していましたが、朝も夕方もかなり渋滞があります。その渋滞を避けて、美鈴が丘、山田団地に抜ける車もたくさんありました。答申案とは、関係ないですが、交通量調査の時に、広島湯来線から己斐のゴルフセンターに抜ける細い道、これは生活道路ですが、広島湯来線の渋滞時に抜け道として朝夕、交通量があるかと思しますので、そちらも調査地点に加えていただけるとよいかというふうに思いました。

中島委員 確認なのですが、開発に全て反対ではないのですが、安藤先生がおっしゃったようにモ

デル的なよい開発、環境によい開発というものができると思います。そのモデルケースとして実現していただきたいのですが、それも答申案に入れていただきたいと思います。二酸化炭素の吸収源になるぐらいの開発をしていただきたいと思います。

安藤委員 答申案としては、私は一部、修正意見を入れました。3の(2)のところは、実は4の(4)温室効果ガスについてのところについてと関連しますので、うまく整合させて、言葉を補則していただいたらいいと思いますし、できれば中島委員の意見もその趣旨がこの中へ盛り込まれるように、事業者としてはその意識、方向で事業を計画し、実施していただきたいと願っております。特に答申案についてはそれ以外に意見はないのですが、於保先生から過去10年間について反省とどうかそのようなものがありました。私はそのような視点から意見を言っていなかったのですが、その点から最後に一言、言わせていただくとすると、この環境影響評価審査会というものは、一定規模以上の事業について審査をする会であって、広島市の環境全体、進行計画全体について協議する場ではないと思っています。市の計画については、総合計画があって、それにしかるべき組織が検討されていますし、市域の環境、生物の保護やCO₂の問題を含めて全体的な広島市の動向については環境審議会という組織があり、ここで計画を作られ検討されています。ですから個々の事業については、それぞれ全体の事業にももちろん関係しますから、広島市環境基本計画、あるいは配慮指針に沿って、この事業が適切なものかという判断は、それぞれされてきていると思うのですが、それを超えて広島市全体の計画はこうであるべきだというのは、審査会の任務ではないと思っています。もし、そこで例えば貴重種の保存あるいは新しい都市計画ということであれば、しかるべき環境審議会等でご意見を言われるのが、妥当ではないかと思っています。ただ、それにも関わらず、全体的な事を考えるということはもちろん必要で、そのような視点に立つと個々の事業についても我々の専門的な知識、意見を反映できる機会が今までもございました。そういう意味で、於保先生を始め、皆様それぞれの視点から事業計画がよい方向に進むように前向きな意見を述べられてきたと思っています。ですから、それぞれの役割分担をしていて、我々は一定規模以上の事業についての審査が目的であって、そのことについて少なくとも役目を果たしたのではないかというふうに思っております。

水田委員 私もこの審査会の役割を否定するものではありませんし、十分機能したと思います。ただ、一市民として上の委員会に意見を言うことは、大きなエネルギーがいります。この審査会では限界があるので、この審査会から別の委員会に意見を述べるということは、ルールとして取りやすいと思います。だから、せめてこの審査会の限度を超えて、審査会の見解として別の委員会に意見を答申するなり、具申することはできると思います。私は、それを言いたかったわけです。

関委員 私も最後に、木は少々切っても生えてきますが、山を削ったら戻らないということです。次の審査会でも肝に銘じていただきたいと思います。山を削る事業はこれで最後にしていただきたいと思います。宮田先生のところの卒業論文で、明治時代から現代までの五万分の1の地図を使って、広島市域でどのように森林が少なくなっていくかという研究があり、私もお手伝いしましたが、昭和40年代から急速な森林の消失はすごいです。ただ、その時に、水田や平坦な農地があまり減っていない。旧広島市域のデルタ地域の中は、かなり平坦なところがあるのですが、工業用地であったり商業用地であったり、なかなか住宅が広まっていない。そのようなことはもっと上位の

委員会で審議させる問題でしょうけれども、とにかく山を削らないようにお願いしたいと思います。

宮田委員 もっと広い視野からアセスメントを考えるべきではないかということについては、この審査会でも、多元的環境アセスメントということで議論して、報告書も書いてあるのですね。ですからその方向をもっと具体的に今後、展開していただきたいと思います。

天野会長 資料2の事業者の見解を詳しく読んでみると、中島先生が指摘されたどこかを開発することになると、ビッグアーチそうですが、必ず大きな交通の不便なところがあります。今回の開発についても、ほとんどの人が車で行くのだらうと、資料2の4ページの最後のところに、アストラムラインの延伸と開発計画との関係についてとあるが、これが上手くいけば車で来る人は減ると思います。だから、ハイヤーレベルの広島市としての計画と、いろいろな委員会で問題が上上がるように、それも委員会から出していくルートというものがあってほしい。私は前に言ったことがあるのですが、各委員会に繋がりが無い、広島市の委員会と同じようなものが広島県にもあるのですが、県と市にも繋がりが無い。できたら、ルートが定期的に組織としてできたらいいなと思います。今後、ぜひ、事務局のほうとしても、お考えいただきたい。

吉國副会長 基本的に都市が膨張する間は、環境は決して良くなれないと思っています。都市が安定する、あるいは衰退期に入ると、たぶん環境は良くなると思います。今の段階で広島市が、このように膨張している間は、駄目だと思っています。それは過渡期現象というか、周辺状況が変わっていますから、今、石内東地区の事業を考えても、周りがどんどん変わっているので、ひとつだけ考えても仕方がないのではないかという意見もあり、これは10年前にどのような環境審査をすればよいかという基準を考えた時代がありましたが、その時にも出た議論であり、広島市が環境で言えば、これは悪いという限界にどれくらい近づいているのかということを示す指針を作ろうとした時代もありました。私は都市が膨張している間は駄目で、都市が定常に達する、衰退期に入ることになれば、団地をやめて森林に返しましょうという話が出て、環境が良くなるのではないかと思います。都市の膨張、収縮に関わっているというふうに思うのです。

中島委員 都市が膨張する限りは仕方が無いというのは、今までそうだったと思いますが、今、時代は変わっていると思います。コンパクトシティという考えが段々普及していて、地元でいろいろなものが調達できるという遠距離に足を運ばなくても地元で生活できる都市づくりは、避けられない。時代は変わっていると思います。先ほどの推進プランでこのような土地利用をするというのは、過去の遺物であって、それを基に開発を正当化するのは時代遅れです。新しい考えで開発を考えていただきたい。開発をすれば環境が悪くなるというのは、古い考えだと思います。環境にいい開発の在り方、開発は言うのは、山を崩すとかそのようなものだけではない。環境にいい開発の在り方を考えいべきだと思います。今後はそのような方向でやっていただきたい。人間が生きている限り、人間がいる限り環境に働きかけるということはあるが、その働きかけ方が問題であり、里山のような働きかけをすれば環境と共生できるし、人間の開発が全て環境を悪化させるというのではない。環境とよい関係を作るといふ開発もあると思うので、今後は新しい考えでやっていただきたいと思います。

毛利課長 事務局の方で答申案を書かせていただいて、それについて聞くのは恐縮なところがあるのですが、4月に前任者から引き継ぎまして、その時には、すでに皆様方に資料の送付を送っていただきましたので、ご意見をお伺いしたかった部分がありまして、事業者にもお聞きしたいのですが、答申案のほうに日照障害と電波障害について入れていますが、日照障害につきましても、市民意見の中で30mの法面の上に11階建のマンションが造るのでどうなるかというものがありました。それについては事業者をお願いしたいと思いますが、電波障害につきましても、委員の先生方も市民の方々もご議論なり、事業者の方からの説明もなかったもので、できれば事業者として電波障害について、どのようにお考えか、お聞かせ願えればありがたいのですが。

事業者 電波障害につきましても、己斐の中継局が北側にありまして、北側の谷頭の住宅につきましても、そちらにアンテナが向いておりまして、基本的にはこの開発が行われても電波障害での影響はないであろうと考え方をしております。それとデジタルになっていくというお話のなかでは、より障害は少なくなっていくのではないかと、ただ、それは今の段階ですぐに答えられないのですが、基本的な考え方は、そのような考え方をしております。

毛利課長 その辺も含めて書いていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

天野会長 少し早いですが、貴重な意見をありがとうございました。今のいろいろな意見を踏まえまして事務局のほうで答申案を修正していただければと思います。長い間、いろいろとありがとうございました。各委員の方々が、専門のところについて色々な意見を出していただきまして、ありがとうございました。私も会長の大役を果たすことができましたので、お礼を申し上げます。

毛利課長 今、頂きました意見を基に答申案を修正しまして、事務局のほうからご欠席の委員の先生も含めましてお送りいたしますので、意見をいただいてまとめたいと思います。

天野会長 最終的な答申文は、私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(全員了承)

天野会長 これで終わります。ありがとうございます。